

おくやみハンドブック

行田市



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去に心からお悔み申し上げます。

行田市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所関係の手続きと市役所以外の一般的な手続きについてご案内するため、おくやみハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族のみなさまのお役に立てば幸いです。

行田市役所

〒 361-8601 埼玉県行田市本丸 2 番 5 号

048-556-1111 (代表)

各種手続き

本人確認書類について

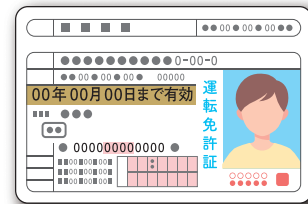
1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



市役所外の主な手続き

MEMO

相続について

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (45 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (45 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (46 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

行田市役所で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	該当事項	☐	担当課	詳細ページ
住民登録	3人以上の世帯の世帯主であった	☐	市民課	P.5
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	☐	市民課	
	印鑑登録をしていた	☐	市民課	P.6
保険	国民健康保険に加入していた	☐	保険年金課	P.7・8
	後期高齢者医療保険に加入していた	☐	保険年金課	P.9・10
年金	国民年金に加入または受給していた(厚生年金・共済年金に加入・受給していた方はP.43を参照)	☐	保険年金課	P.11
税金	市税等の納付が済んでいない	☐	税務課	P.12
	税金を納めていた	☐	税務課	P.13
	固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有していた	☐	税務課	P.14・15
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用等)を所有していた	☐	税務課	P.16
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	☐	高齢者福祉課	P.17
高齢者	高齢者サービス(配食サービス・ひとり暮らし高齢者見守りサービス・緊急通報システムサービス・紙おむつ給付サービス・寝具の乾燥および丸洗いサービス)を利用していた	☐	高齢者福祉課	P.18
福祉(障がい)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	☐	福祉課	P.19
	障害などを事由とする手当(障害児福祉手当、特別障害者手当、行田市心身障害者(児)福祉手当)を受給していた	☐	福祉課	P.19・20
	特別児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった	☐	子ども未来課	P.21
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	☐	福祉課	P.22
	心身障害者扶養共済制度を利用していた(扶養共済)	☐	福祉課	P.22・23
	重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた	☐	保険年金課	P.24
	重度障害者自動車燃料費助成・福祉タクシー券を利用していた	☐	福祉課	P.25

区分	該当事項	☑	担当課	詳細ページ
福祉 (障がい)	障害福祉サービス・障害児通所施設を利用していた	<input type="checkbox"/>	福祉課	P.26
	埼玉県思いやり駐車場の利用証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	福祉課	
子ども	児童手当または特例給付の支給対象児童または受給者であった	<input type="checkbox"/>	子ども未来課	P.27
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった	<input type="checkbox"/>	子ども未来課	P.28
	子ども医療費受給資格証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	保険年金課	
	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	保険年金課	P.29
	学童保育室に通う児童がいる	<input type="checkbox"/>	子ども未来課	P.30
	保育園または幼稚園などに通う児童がいる	<input type="checkbox"/>	子ども未来課	P.31
	埼玉県思いやり駐車場(オレンジ色)または行田市こどもまんなか駐車場の利用証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	子ども未来課	P.32
	就学援助費の受給者であった	<input type="checkbox"/>	教育総務課	
上下水道	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	水道課	P.33
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	<input type="checkbox"/>	下水道課	P.34
	井戸水を下水道に流していた	<input type="checkbox"/>	下水道課	
その他	浄化槽を使っていた	<input type="checkbox"/>	環境課	P.35
	家庭ごみを捨てたい・家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	環境課	
	農地を相続した	<input type="checkbox"/>	農業委員会	P.36
	デマンドタクシー利用登録者証・市内循環バス無料乗車証の登録をしていた	<input type="checkbox"/>	交通対策課	
	市営住宅に住んでいた	<input type="checkbox"/>	営繕課	P.37
	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	健康づくり課	
	パートナーシップの宣誓をしていた	<input type="checkbox"/>	人権推進課	P.38

1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

3人以上の世帯の世帯主であった

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯に残された世帯員が2人以上いるときには世帯主変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と同一世帯だった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	市民課 窓口グループ ☎ 048-556-1111 (内線 244)

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。返納していただくか、破棄してください。マイナンバーカードは相続などの手続きで必要となる場合がありますので、全ての手続きが終わってから返納していただくか、破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 住基ネット・マイナンバーカードグループ ☎ 048-556-1111 (内線 247・249)

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 窓口グループ ☎ 048-556-1111 (内線 244)

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	保険年金課 国保グループ ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	保険年金課 国保グループ ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273)

手続き③ 保険証の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合、保険証が変更になります。 新しい保険証は、後日郵送します。	なし
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 即日発行をご希望の方は、届出人の本人確認書類	保険年金課 国保グループ ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273)

手続き④ 納付に係る手続き・相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保険税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって、納付していただく場合があります。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	保険年金課 国保グループ ☎ 048-556-1111 (内線 271・272・273)

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 医療国民年金グループ ☎ 048-556-1111 (内線 227)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 葬祭費の申請と併せて送付先の変更をしてください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	保険年金課 医療国民年金グループ ☎ 048-556-1111 (内線 270)

手続き③ 納付に係る手続き・相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保険料の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって、納付していただく場合があります。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	保険年金課 医療国民年金グループ ☎ 048-556-1111 (内線 227)

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きをねんきんダイヤル (☎0570-05-1165) で確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみの場合は、行田市役所保険年金課へお問い合わせください。	—— 手続き可能な人 ——
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	保険年金課 医療国民年金グループ ☎ 048-556-1111 (内線 270・275)

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税等の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き・相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、すでに届いている納付書により納付してください。 口座振替を利用されていた場合は、口座振替が停止となります。後日お送りする納付書で納付してください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	税務課 収納グループ ☎ 048-556-1111 (内線 236・237)

MEMO

4. 税金に関する手続き

税金を納めていた

手続き 相続人代表者指定届書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が税金を納めていた場合、納税通知書などの税金に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届書」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※本書類は相続人等に郵送いたします。(亡くなられた方が、行田市外に住民登録がある場合は、税務課までご連絡ください)</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。その場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>速やかに</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 添付書類は原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書や遺産分割協議書の写しなど</p>	<p>【市県民税について】 税務課 市民税グループ ☎ 048-556-1111 (内線 231・232)</p> <p>【固定資産税について】 税務課 資産税グループ ☎ 048-556-1111 (内線 233・234)</p>

MEMO

固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

手続き① 固定資産税現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>相続登記による所有権移転の手続きが完了するまでの間は、法定相続人が全員で亡くなられた方の資産を共有している扱いとなります。（「現所有者」といいます）</p> <p>このとき、納税義務も連帯して負うことになるため、納税通知書を受け取る代表者を申告していただく手続きです。</p> <p>※相続登記（所有権移転登記）は、別途法務局での手続きが必要です。</p> <p>※本書類は相続人等に郵送いたします。（亡くなられた所有者が、行田市外に住民登録がある場合は、税務課までご連絡ください）</p>	<p>速やかに</p> <p>※原則、相続が発生した年内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 添付書類は原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書や遺産分割協議書の写しなど</p>	<p>税務課 資産税グループ</p> <p>☎ 048-556-1111</p> <p>（内線 233・234）</p>

手続き② 未登記家屋所有者変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合に、名義を変更する手続きです。</p> <p>※本書類は相続人等に郵送いたします。（亡くなられた所有者が、行田市外に住民登録がある場合は、税務課までご連絡ください）</p>	<p>速やかに</p> <p>※原則、相続が発生した年内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>新たに未登記家屋の所有者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【相続・遺産分割協議書がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書や遺産分割協議書の写し</p> <p>【相続・遺産分割協議書がない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 新所有者および同意者（新所有者以外の相続人のどなたか1名）の印鑑登録証明書（原本）</p>	<p>税務課 資産税グループ</p> <p>☎ 048-556-1111</p> <p>（内線 233・234）</p>

4. 税金に関する手続き

固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

手続き③ 納税管理人の変更

手続き詳細	期 限
所有者がご存命で、納税管理人が亡くなられた場合は、原則として以後、所有者の方に納税通知書を送付することとなります。そのため、改めて納税管理人を指定する場合は、納税管理人申告書を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	固定資産の所有者（納税義務者）の方
必要なもの	問い合わせ先
【納税管理人が市内在住の場合】 <input type="checkbox"/> 納税管理人申告書 <input type="checkbox"/> 所有者および納税管理人になる方、双方の本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 所有者の方のマイナンバーが分かるものの写し 【納税管理人が市外居住者の場合】 <input type="checkbox"/> 納税管理人承認申請書 <input type="checkbox"/> 所有者および納税管理人になる方、双方の本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 所有者の方のマイナンバーが分かるものの写し	税務課 資産税グループ ☎ 048-556-1111 （内線 233・234）

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用等)を所有していた

手続き 廃車の手続き、相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
<p>①亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。</p> <p>②亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。相続人が市外にお住まいの場合は、行田市で一旦廃車の手続きをしてください。</p> <p>※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。</p>	<p>①亡くなられた日から 30 日以内</p> <p>②亡くなられた日から 15 日以内</p>
	手続き可能な人
	<p>相続人 ※相続人以外の方が手続きする場合は、お問い合わせください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> ナンバープレート (名義変更の場合は不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書 (紛失の場合は申し出てください)</p> <p><input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類</p>	<p>税務課 市民税グループ ☎ 048-556-1111 (内線 235)</p>

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 介護保険グループ ☎ 048-556-1111 (内線 277・269)

MEMO

6. 高齢者に関する手続き

高齢者サービス（配食サービス・ひとり暮らし高齢者見守りサービス・緊急通報システムサービス・紙おむつ給付サービス・寝具の乾燥および丸洗いサービス）を利用していた

手続き サービスの廃止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者サービスを利用していた場合、サービス廃止の手続き（死亡の連絡）をしてください。	亡くなられた日から 約1週間以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 高齢福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 225・278)

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

障害などを事由とする手当（障害児福祉手当、特別障害者手当、行田市心身障害者（児）福祉手当）を受給していた

手続き ① 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード)	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

手続き②

特別障害者手当死亡届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード)	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

手続き③

行田市心身障害者(児)福祉手当受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が行田市心身障害者(児)福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード)	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

7. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証する書類 （戸籍謄(抄)本、死亡の記載がある住民票（除票）の写しなど） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	子ども未来課 手当・給付グループ ☎ 048-556-1111 （内線 292）

【児童が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の支給対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	子ども未来課 手当・給付グループ ☎ 048-556-1111 （内線 292）

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 （内線 258・265・266）

心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養共済）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書もしくは死体検案書 ※原本が必要。原本がない場合は、コピーに「原本証明」が必要。 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡の記載がある住民票（除票）の写しなど	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 （内線 258・265・266）

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養共済）

【受給を予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
扶養共済の受給を予定していた方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 弔慰金給付請求書が必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	加入者または 扶養共済管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 掛け金を支払っていた方の住民票の写しまたは戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 扶養共済の受給を予定していた方の死亡の記載がある住民票（除票）の写しまたは戸籍抄本	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 （内線 258・265・266）

【受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給していた方が亡くなられた場合、死亡届が必要となります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	年金管理者、受給者の 遺産相続人など
必要なもの	問い合わせ先
不要	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 （内線 258・265・266）

重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却および資格喪失届、申立書、口座振替依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの（金融機関などの通帳またはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	保険年金課 医療国民年金グループ ☎ 048-556-1111 （内線 275）

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

重度障害者自動車燃料費助成・福祉タクシー券を利用していた

手続き① 自動車燃料費助成券の喪失届と未使用分の自動車燃料費助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料費助成券は返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料費助成券	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

手続き② 福祉タクシー券の喪失届と未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券は返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

障害福祉サービス・障害児通所施設を利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証の返却

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。</p> <p>また、通所している児童が亡くなられた場合には障害児通所受給者証の返却となります。</p>	速やかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害児通所受給者証	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

埼玉県思いやり駐車場の利用証を交付されていた

手続き 利用証の返却

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が埼玉県思いやり駐車場の利用証をお持ちだった場合、返却してください。</p>	速やかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 埼玉県思いやり駐車場の利用証	福祉課 障がい福祉グループ ☎ 048-556-1111 (内線 258・265・266)

8. 子どもに関する手続き

児童手当または特例給付の支給対象児童または受給者であった

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者の変更

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求および受給者の変更につき、手続きが必要となります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関などの通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	子ども未来課 手当・給付 グループ ☎ 048-556-1111 (内線 292)

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給資格喪失または額改定

手続き詳細	期 限
児童手当対象児童が亡くなられた場合、受給資格の喪失または他に児童手当対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要となります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 受給者の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 手当・給付 グループ ☎ 048-556-1111 (内線 292)

児童扶養手当の支給対象児童または受給者であった

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
受給者や支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑	子ども未来課 手当・給付グループ ☎ 048-556-1111 (内線 292)

子ども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返却、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格証を交付されていた子どもが亡くなられた場合、その資格証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。 受給資格者(保護者)が亡くなられた場合は、受給資格者の変更手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	【子どもが亡くなられた場合】 保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 子どもの保険証 <input type="checkbox"/> 振込口座のわかるもの(金融機関などの通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収証	保険年金課 医療国民年金グループ ☎ 048-556-1111 (内線 227)

8. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 資格喪失届の提出と、受給者証の返却または破棄をしてください。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 【子どもが亡くなられた場合】 保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの (金融機関などの通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	保険年金課 医療国民年金 グループ ☎ 048-556-1111 (内線 227)

MEMO

学童保育室に通う児童がいる

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 代表保護者変更

手続き詳細	期 限
学童保育室に通う児童の保護者が亡くなられた場合、代表保護者変更の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育てグループ ☎ 048-556-1111 (内線 262)

【児童が亡くなられた場合】

手続き 退室届の提出

手続き詳細	期 限
学童保育室に通う児童が亡くなられた場合、学童保育室が不要になるため、退室の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育てグループ ☎ 048-556-1111 (内線 262)

8. 子どもに関する手続き

保育園または幼稚園などに通う児童がいる

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 代表保護者変更

手続き詳細	期 限
保育園または幼稚園などに通う児童の保護者が亡くなられた場合、代表保護者変更の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育てグループ ☎ 048-556-1111 (内線 263・257)

【児童が亡くなられた場合】

手続き 退所届の提出

手続き詳細	期 限
保育施設に通う児童が亡くなられた場合、保育園などの退所の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども未来課 子ども・子育てグループ ☎ 048-556-1111 (内線 263・257)

埼玉県思いやり駐車場（オレンジ色）または行田市こどもまんなか駐車場の利用証を交付されていた

手続き 利用証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられたお子さまが埼玉県思いやり駐車場の利用証および行田市こどもまんなか駐車場の利用証をお持ちだった場合、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 埼玉県思いやり駐車場の利用証 <input type="checkbox"/> 行田市こどもまんなか駐車場の利用証	子ども未来課 ☎ 048-556-1111 （内線 286）

就学援助費の受給者であった

手続き 変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が申請者だった場合、申請者の変更手続きが必要となります。	速やかに
亡くなられた方が口座登録者だった場合、振込先口座の変更手続きが必要となります。	手続き可能な人
	保護者または受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更後の振込口座のわかるもの（金融機関などの通帳またはキャッシュカード）の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	教育総務課 総務グループ ☎ 048-556-8311

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 使用者変更または使用中止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者の場合、使用者変更または使用中止手続きが必要となります。 ※電話手続き可	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者など
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道課 業務グループ ☎ 048-553-0131

手続き② 給水装置所有者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が給水装置所有者の場合、所有者の変更手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人 親族または同居者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	水道課 業務グループ ☎ 048-553-0131

下水道事業受益者負担金を納付中であつた

手続き 受益者異動申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。</p> <p>※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動申告書をお送りします。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人または親族など</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 異動申告書</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の印鑑</p>	<p>下水道課 業務グループ</p> <p>☎ 048-564-0303</p>

井戸水を下水道に流していた

手続き 名義変更、井戸水認定量算定のための世帯人数変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が井戸水を下水道に流していた場合、名義変更や世帯人数の変更に伴う異動届の提出が必要になります。</p> <p>※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動届をお送りします。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族または同居者など</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 異動届</p>	<p>下水道課 業務グループ</p> <p>☎ 048-564-0303</p>

9. その他の手続き

浄化槽を使っていた

手続き 休止届、廃止届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が合併処理浄化槽または単独処理浄化槽を使用し、今後使用しない場合には浄化槽の休止届もしくは廃止届を提出してください。	使用しなくなってから30日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 休止届 <input type="checkbox"/> 廃止届	環境課 環境グループ ☎ 048-556-9530

家庭ごみを捨てたい・家財整理をしたい

手続き ごみの搬入

手続き詳細	期 限
小針クリーンセンター(可燃ごみ)・粗大ごみ処理場(可燃ごみ以外)へのごみの搬入の際は、ごみの発生場所(住所)の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参してください。 ※一部処分できない物があります。 ※ごみの発生場所(住所)が行田市外の場合は搬入できません。	なし (搬入日当日にお持ちください)
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など) <input type="checkbox"/> 搬入者の本人確認書類	小針クリーンセンター ☎ 048-559-3641 粗大ごみ処理場 ☎ 048-559-0278

農地を相続した

手続き 届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>法務局にて相続に伴う所有権移転登記が完了後、「農地法第3条の3の規定による届出書」を提出してください。</p> <p>※この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。</p>	<p>権利取得を知った時点からおおむね10ヶ月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書</p>	<p>農業委員会事務局 ☎ 048-556-1111 (内線 392)</p>

デマンドタクシー利用登録者証・市内循環バス無料乗車証の登録をしていた

手続き 利用登録者証・無料乗車証の返却

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方がデマンドタクシーの利用登録または市内循環バス無料乗車証の登録をされていた場合、死亡日から利用できなくなります。</p> <p>利用登録者証・無料乗車証を返納してください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> デマンドタクシー利用登録者証</p> <p><input type="checkbox"/> 市内循環バス無料乗車証</p>	<p>交通対策課 地域公共交通グループ ☎ 048-556-1111 (内線 284)</p>

9. その他の手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 住宅の明け渡し、または地位承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、明け渡しの手続きや名義を引き継ぐ(地位承継)手続きが必要です。手続きの詳細については、埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
手続きの内容により、必要なものが異なりますので、埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 ☎ 048-577-6043

犬を飼っていた

手続き 【飼い主が変わる場合】犬の登録事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
飼い主が亡くなられた場合、次の飼い主の名前・住所などの登録情報に変更していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	健康づくり課 成人保健 グループ ☎ 048-553-0053

パートナーシップの宣誓をしていた

手続き 宣誓書受領証返還届の提出

手続き詳細	期 限
パートナーが亡くなられた場合は、宣誓書受領証返還届に受領証を添えて提出してください。	なし
	手続き可能な人 亡くなられた方のパートナー
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証返還届 <input type="checkbox"/> 宣誓書受領証	人権推進課 ☎ 048-556-1111 (内線 221)

MEMO

空き家の所有者・管理者の方へ

近年、地域の防災、衛生、景観などの悪化を招く、管理が不全な空き家が増加しています。空き家は個人の財産であり、所有者や管理者の方の責任において適切に管理していただくものです。誰しも売却や解体などの決断はしにくいものです。しかしながら、建物を適切に管理せずに放置してしまうと、次のような問題が発生するおそれがあります。



防災上の問題

- ・建築物が傷み、外壁の脱落、屋根瓦や雨どいの落下、塀の破損により、近隣や通行者の方などに怪我をさせるおそれがあります。



防犯上の問題

- ・不審者の侵入や不法滞在のおそれがあります。
- ・放火による火災の危険性が高まるおそれがあります。



衛生上の問題

- ・ゴミなどの放置や不法投棄を招いたり、庭の草木が生い茂って、ネズミやシロアリなどの害獣や害虫が発生するおそれがあります。



景観上の問題

- ・外壁などが傷んで汚れたり、ガラスが割れたまま放置されるなど、景観の悪化を招くおそれがあります。

空き家が原因となって近隣や通行者の方に被害が生じた場合は、所有者や管理者の方の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。問題が発生する前に、空き家の適切な管理をお願いします。

適切な管理

建物の状態を維持し、周辺に迷惑をかけないためには、定期的な手入れが必要です（管理の例：換気、通水、郵便ポストの整理、庭の清掃など）。

売却・賃貸

建物は使わないと傷みが進行し、売却や賃貸ができなくなります。建物が傷まないうちに専門家（不動産業者、空き家等バンクなど）に相談しましょう。

解体

建物の解体には、手続きなどが必要となります。市役所に相談しましょう。

【空き家に関する総合相談窓口】

行田市 都市整備部 建築開発課 空き家対策グループ
☎ 048-550-1551（直通）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であった場合の一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
個人事業の開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。 行田税務署 ☎ 048-556-2121
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	
個人事業者の死亡届出書	速やかに ※消費税の課税事業者であった場合に提出します	
適格請求書発行事業者の死亡届出書	速やかに ※適格請求書(インボイス)発行事業者であった場合に提出します	

※亡くなられた方の事業を相続により承継した場合は、承継した方において開業等の届出が必要になります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

行田市役所以外での主な手続き一覧

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	該当	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	行田警察署 ☎ 048-553-0110 埼玉県警察 運転免許センター ☎ 048-543-2001
軽自動車 (二輪および側車付二輪を除く)	<input type="checkbox"/>	名義変更など	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎ 050-3816-3112
普通自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更など	関東運輸局熊谷自動車 検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
バイク (125cc超)	<input type="checkbox"/>	名義変更など	関東運輸局熊谷自動車 検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
厚生年金・共済年金	<input type="checkbox"/>	・遺族年金等の請求 ・未支給年金等の請求	熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 各共済組合
県営住宅に住んでいた	<input type="checkbox"/>	住宅の明け渡しなど	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 ☎ 048-524-7963
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

該当事項	該当	主な手続き	問い合わせ先
次のいずれかを持っている ・指定難病医療受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	加須保健所 ☎ 0480-61-1216
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 行田税務署 ☎ 048-556-2121
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	さいたま地方法務局 熊谷支局 ☎ 048-524-8805
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍謄(抄)本・住民票の写し・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

MEMO

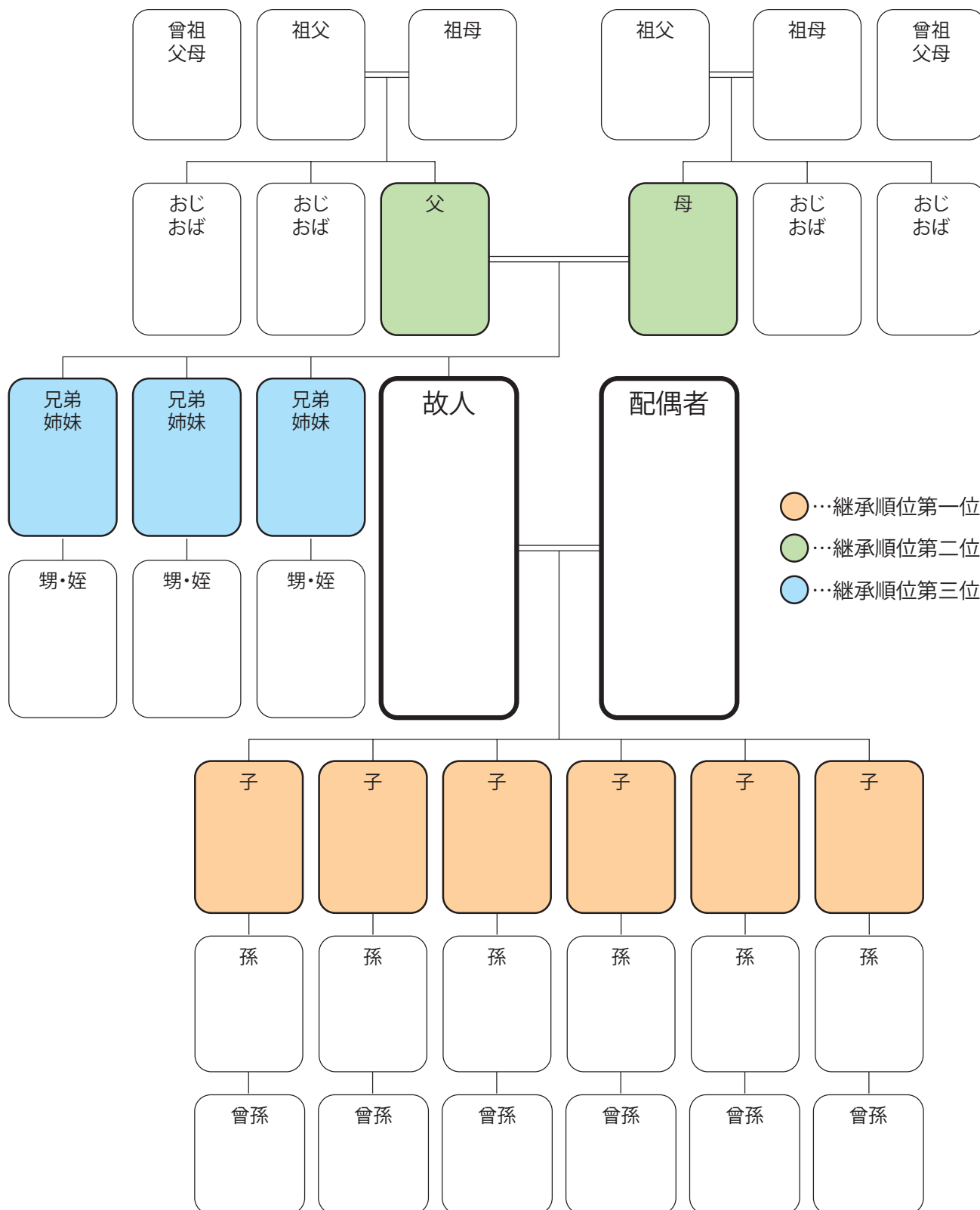
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

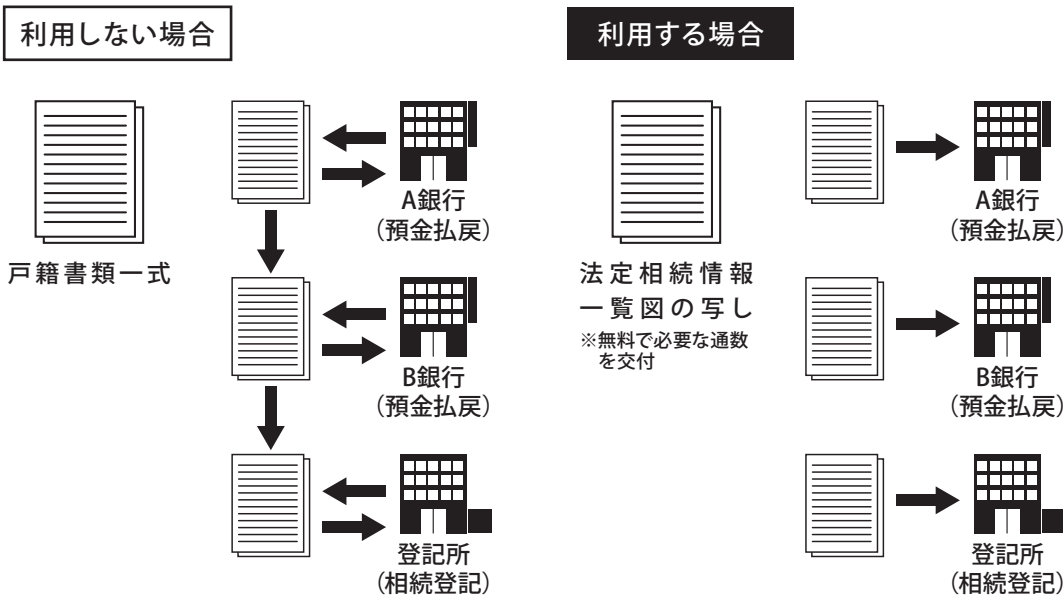
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

その家・空き家、困っていませんか

その
その

進まない
遺品整理が



空き家を・空き地を
持て余している



夫婦ふたり、
使わない部屋が多い



実家が
空き家になった
(なりそこ)



どうしよう...

空き家、空き地を放置しておくと様々な問題が発生します。

埼玉県認定の空き家の持ち主応援隊にお任せください。



空き家を放置すると、ご近所の方々から環境、衛生、治安の面でのクレームをいただくことも...



正直不動産なら
ワンストップで解決！！

まずはお気軽に正直不動産にご相談ください



埼玉県知事(1)第24756号
株式会社樹

正直不動産

048-789-7147

H P <https://www.kabushikigaisyaitsuki.com>

E-MAIL syoujiki.fudousan.itsuki@gmail.com

住所 〒338-0011
埼玉県さいたま市中央区新中里5丁目 20-9
エーデルハイツ 1階

営業時間 10:00 ~ 18:00 定休日：水曜日



代表取締役 岡田 裕樹

小林仏壇店

御位牌、御仏壇の御用命は地元の専門店へ。

日本製の御位牌に、御戒名は純金仕上げに致します。



小林仏壇店

〒348-0052

羽生市東 4-1-10

☎048-561-6251

営業時間 9:00～18:00

定休日 毎週月曜日

モノの片付けや整理 お困りごともありませんか？

🤝 安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績のある業者を紹介するので安心です。



通話料
無料

☎0120-964-850

受付時間 9:00～18:00(年中無休) 安心できる遺品整理 🔍

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

相続のお悩みは けやき相続相談室へ



何から始めたらいいの？

我が家は**相続税**がかかるの？

財産ってどう分けたらいいの？

相続対策って何ができるの？



行田市内のご相談、お気軽にお問い合わせください

地域密着!
地元ならではの
丁寧な対応

税理士・
行政書士
などの**専門家**
が対応

初回面談
無料

**土日祝日、
平日夜間**
でもOK

☎ 0120-77-1139

【電話受付時間】月曜日～金曜日 9:00～16:00

【けやき相続相談室HP】<https://keyaki-souzoku.com/>

【各相談所】 加須相談所:加須市東栄1-13-11
久喜相談所:久喜市久喜中央2-9-30
幸手相談所:幸手市東2-3-6
古河相談所:古河市中央町1-8-5



※けやき相続相談室は、埼玉県で45年!実績・信頼豊富な「この経営グループ」が運営しています。



本誌ご持参で、相続開始後2カ月までのご依頼で10%割引

相続手続きにご不安はございませんか？ 埼玉りそなにお任せください

このようなご相談が増えています



相続手続きをしたいけれど、
うまく進められない

- 相続に必要な手続きがよくわからない
- 複数の金融機関の手続きが面倒だ
- 相続人が遠くに住んでいる
- 遺言が見つかった場合の手続きがわからない



専門家に相談しながら、
円滑に相続手続きを進めたい

- 相続税の申告・納付期限内に円滑な手続きをしたい
- 不動産などの遺産分割について専門家のアドバイスが欲しい



忙しくて手続きができない

- 仕事が忙しくて、平日の休みがとれない
- 小さなお子さまがいらっしゃる、金融機関に手続きに行けない



遺産分割後の
アドバイスがほしい

- 資産運用や有効活用などについてアドバイスをしてほしい

りそなの遺産整理業務は相続手続きをスムーズに行うための
アドバイスやフォローを行い、手間のかかる金融機関の解約手続きや
不動産の登記をお任せいただけます

埼玉りそな銀行 行田支店

埼玉県行田市行田5番16号
TEL 048-556-1131



埼玉りそな銀行



※音声アナウンスが流れた後、3番をダイヤル願います。

電話照会時間 平日9:00~17:00

※休日のご相談も受付しております。上記時間帯に行田支店へご相談ください。

○契約により、所定の手数料を申受けます。○審査により、お申込みの意に添えない場合もございますので、ご了承ください。○商品にかかる法律や税制の取扱につきましては、弁護士や税理士など専門家にご相談ください。○遺産整理業務について、詳しくはパンフレット、ホームページもしくは店頭にてご確認ください。



埼玉りそな銀行

2024年2月1日現在

埼玉県
初

新納骨壇

屋内型納骨堂

「星ほしく供」

永代にわたり
ご利用出来ます!!



待望の
新テラス墓地も
今春完成!

自宅での
手元供養でお骨を
持ち出す事が可能です



納骨壇収納イメージ



Aタイプ

お骨を粉骨して
お納めいただきます

10 1霊
万円~

Bタイプ

粉骨無しで
安置できます

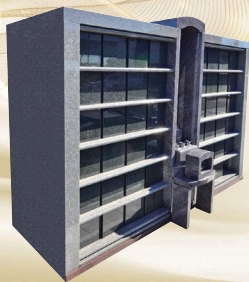
15 1霊
万円~

納骨堂

今話題の
マンション型墓地。



観音様安置



墓石を建てないお墓の選択、
始まります。

納骨堂
親しい方と
一緒に入れるお墓です。

葬
すい

屋外型納骨堂

まったく
新しいお墓の
スタイルです



1室
50 [税込] 万円~
お求めやすい最下段
25 [税込] 万円~
1名様より最大3名様まで、骨壺のまま安置できます。

宗教自由
管理費・寄付金は
かかりません
大切なペットと眠れます
ご希望の宗教で個別に
墓前供養できます

1区画
20 [税込] 万円~
2名様~
30 [税込] 万円~
1名様より最大4名様まで、専用の納骨堂にて安置となります。



◎お問合せ・お申し込み・資料請求は
鴻巣メモリアルパーク
〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋1655-1 許可番号/指合簿保第2-28号

■受付時間/午前9時~午後5時

☎048-549-2500

詳しくは 元石材 検索 こちらからもご覧頂けます▶



相続の「不安」を「安心」に変えたい!

もめる前に、まず相談してみませんか?

相続
手続



相続の手続きが
わからない...

どこに相談したら
いいのだろうか?

遺言
作成



相続(遺言)の費用は
どの位かかるの?

遺言の作り方を
知りたい

相続や遺言でお困りではないですか?
あなたの「困った」を当事務所がサポートいたします

まずはお気軽にお電話ください。

☎048-580-7131

受付時間 9:00~18:00 初回無料相談実施中!

行政書士星山信明事務所

埼玉県行田市持田2240-23
URL: <https://mtstar-gs.com>

行政書士星山



発行 行田市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年3月

